

貿易関係事業者の皆様に

## 認定事業者(AEO)制度の普及について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、税関行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関におきましては、国民生活の安全と安心を守るため、不正薬物等に対する水際取締りを強化する一方、効率的で迅速な国際物流を確保するよう、日々の業務に取り組んでいるところですが、そのためには、リスクが高い貨物に対して重点的な取締りを行うとともに、リスクの低い貨物については簡易で迅速な通関業務を行うことが重要であります。

このような視点から、我が国では、平成18年3月以降、国際物流における安全確保と円滑化を両立させ、国際競争力の強化を図るための制度として、AEO (Authorized Economic Operator: 認定事業者) 制度を導入しています。

この制度は、国際物流のサプライチェーンを構成する各事業者について、セキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された者を税関が認定し、当該認定を受けた事業者に対して、簡易で迅速な通関手続等、貿易円滑化に資する関税制度上の特例的な措置を講じるものであります。

また、AEO 制度は、税関に関する国際機関である WCO (World Customs Organization) においてそのガイドラインが採択され、諸外国においても導入が進み、今後は更なる普及が期待されるものであります。我が国は、諸外国との間で AEO 制度の相互承認を積極的に進めており、現在、米国、韓国等5か国及びEUとの間で合意するなど、先進的な取り組みを行っております。他国との相互承認が実施されると、我が国で認定を受けた事業者は、そのステータスが相手国で認知され、例えば、輸出入される貨物が相手国においても迅速通関等の取扱いを受けることが可能となります。

このように AEO 制度は、我が国のみならず、国際的にも広く認知されている制度であり、サプライチェーン全体のセキュリティ確保の観点から、今後、ますます国際物流や国際ビジネス戦略における重要性が増していくものと考えられます。税関においても、本年7月に AEO 制度のシンボルマークを制定するなど、制度の普及と認知度向上にも取り組んでいるところです。

貿易関係事業者の皆様におかれましては、こうした AEO 制度の趣旨と重要性をご理解いただき、是非とも制度の活用についてご検討いただきますようご案内を申し上げます。申請手続や認定要件につきましては、税関の AEO 担当部門にお気軽にお問い合わせください。

AEO 制度の普及が進展することにより、貿易関係事業者の方々にとって一層円滑な国際物流の環境が構築されることを期待しております。末筆ながら皆様のみならずのご発展をお祈り申し上げます。

謹白

平成23年10月4日

東京税関長

森川 卓也